

昭和六十二年十二月

蟹江町歴史民俗資料館

年報 第八冊

発刊のことば

(活動状況 写真 十四枚)

目

次

「沿革誌」より

1

事業活動

1

庶務報告

8

研究調査等

1. 古文書こぼれ話

西之森村前新田畠地訴訟御裁許

小杉 正 9

2. 町内古文書から

「安楽寺相伝什物及び祠堂地寄附」について

長尾英彦 53

3. ろくろ（綿繰り）の斜歯歯車

73

おわりに

94

古文書こぼれ話

西之森村前新田畠地訴訟御裁許

小杉 正

江戸時代の税制について、田畠から年貢として米・金を納めることになつていたことはよく知られているが、

川や池などからは運上金を納めていた。その他に、村高に応じて、人夫を出す伝馬役、夫役、堤役があり、後にお金で納めるようになつたので三役銀と言つた。この争いとなつた「役人足」は、この三役の意味であろう。

〔徳川林政史研究所蔵の古文書から〕

西之森村の人々は村の前面のヨシ原を開墾し、「前新

田」と呼んでいた。西之森一帯は土地が低く畠が少なかつた。そこで、この前新田の土地を買う人には、帳面上では田畠を売つたことになっているが、実際には田地と屋敷畠だけ渡して、畠は本郷の人々が耕作する。その代わ

り、前新田にかかる役人足は本郷の耕作人が出すということにしていた。

土地の売買をした当時は、買う方も納得だつたらしいし、また、村のしきたりだと思つていただらしい。

しかし、時がたち、代もかわると、この不合理にがまんできなくなつて、前新田の地主や小作人の中から、神守代官所へ訴え出る人々があつた。

西之森村前新田地主の内訴訟方 九人

同新田 小作人の内訴訟方 十三人

同新田地主の内訴訟方でない者 二十六人

同新田小作人で訴訟方でない者 九十九人

外に地主六人、小作人十四人は畠持ちの者で訴えられた「相手方」。

右の訴訟方の者共が申し上げますには、前新田の役人足は、これまで本郷の者が勤め、その代わり、畠は年貢なしで本郷に渡し、この年貢は前新田の地主・小作人が出してきましたが、畠がなく困っています。地割りの時、